

したいと思います。保護者の皆様も、子どもたちの研究にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

## 4 報告会

### 開催概要

#### (1) 日時・会場

日時：令和8年1月11日（日） 午前10時00分から12時00分

会場：豊島区役所本庁舎1階 センタースクエア

#### (2) 当日の出席者

- 「としま子ども会議」参加者及び保護者の皆様
- 「としま子ども会議」コーディネーター NPO 法人 SLC 代表 幅野裕敬 氏

##### 【豊島区より】

- 高際みゆき 区長 ■清野 正 教育長
- 活田啓文 子ども家庭部長 ■安達 絵美子 子ども若者課長

##### 【豊島区議会より】

- 藤澤愛子 副議長 ■中澤まさゆき 子ども文教委員長

##### 【豊島区関係課長】

- 宮本敦史 多文化共生推進担当課長
- 小倉 桂 地域区民ひろば課長
- 宮下あゆみ 図書館課長

##### 【職員ファシリテーター】

- 多文化共生推進担当課 平沼瑞枝 係長
- 地域区民ひろば課 船木みのり 主事
- 図書館課 山本幸彦 係長、新里江美 主査

#### (3) 実施内容・目的

子どもたちに自身の意見が区で検討されていることを実感してもらおうと共に、子どもの意見の区政への反映を図るために実施。各チームの担当課から、子どもたちの意見を踏まえた取り組み状況の報告をした後に、チームに分かれて報告に対する質疑応答の時間を設けた。今年度は子どもたちが発言しやすいように質疑応答はグループワークの形で実施した。

グループワークの後には、各チームの代表者がグループワークで話したことや報告会に参加してみたの感想を発表した。また、報告会後半には出席した方々による講評も行った。

## 報告会の様子



はじめに、各チームを担当する課長から、子どもの皆さんの提案の検討結果や実施状況などを報告しました。



各チームの報告を聞いた後に、グループワークの形式で、報告を聞いての質問や意見等をフィードバックする時間を設けました。写真は多文化チーム



地域区民ひろばチーム



図書館チーム



グループワークの後に、どのような質問・意見・回答があったかや、報告会に参加しての感想を各チーム代表者1名が発表しました。



報告会終了後、集合写真を撮影しました。参加者の皆さん、8月の第1回子ども会議から報告会まで、大変お疲れ様でした。

にほんじん がいこくじん  
**日本人と外国人が、おたがいの「ちがい」をわかり合い、**  
 なかよく暮らしていくにはどうしたらいいか考えよう！

＜みんなからの提案＞

① イベントの  
 開催



③ 動画の  
 制作



② バーチャル  
 空間の活用



④ 幼稚園・小学校など  
 の教育機関で  
 外国人との交流



たぶんかきょうせいすいしんたんとうか  
 多文化共生推進担当課

令和7年度「としま子ども会議」 子どもたちの提案と回答

多様性を生かした豊島区をつくろう！チーム

(多文化共生推進担当課)

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
1	<p><b>イベントの開催</b></p> <p>① 外国人にルールや文化を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本のルールや文化、ごみの出し方</li> </ul> <p>② 仲良くなる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手の国のいいところを言う交流会</li> <li>・アニメ・マンガのおもしろさを伝える合う大会</li> <li>・いろんな国の食べ物大食い大会</li> </ul>	<p>■ 今度やるよ！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「区民による事業提案制度」（区民の皆さまから区に実現してほしいことを募集）で来年度、「食やアートを通じた多文化交流イベント」を実施することが決まったよ。その中に、提案の内容を盛り込めるよう検討していくね。【文化事業課】</li> <li>・令和8年度から開設予定の、外国籍の児童等の地域の居場所「多文化キッズサロン」で、年に1回、地域との交流事業を実施予定だよ。その中に、提案の内容を盛り込めるよう検討していくね。【子ども家庭支援センター】</li> </ul> <p>■ 早速やっているよ！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月に早速、南大塚地域文化創造館と Masjid 大塚（日本イスラム文化センター）で、イスラム文化体験のイベントをやったよ。【公益財団法人としま未来文化財団】</li> <li>・12月に早速、区民ひろば南大塚で、Masjid 大塚と連携したイスラム文化に関する交流事業をやったよ。【地域区民ひろば課】</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
2	<p><b>バーチャル空間の活用</b></p> <p>①外国人にルールや文化を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バーチャルの中にあるブースで伝える</li> </ul>	<p>■早速やっているよ！</p> <p>・令和6年度から、日本語教室修了者のフォローアップのために、「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）事業」を実施しているよ。VLP内には教室スペースとおしゃべりスペースがあり、教室スペースではグループで学習のポイントとなる言葉や学習の進め方の確認、おしゃべりスペースでは、担当教員との個別の学習を行っているよ。児童生徒は、ボイスチャットやテキストチャットを利用して、学習を進めているよ。</p> <p>※東京都の事業なので、来年度の実施については、まだ調整中だよ【教育センター】</p>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
2	<p>②仲良くなる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャット、コメントでやりとり</li> <li>・チームで協力する</li> </ul>	<p>■早速やっているよ！</p> <p>・早速、今年11月から、区民ひろばで「みんなで創る！バーチャルとしまプロジェクト」を開始したよ。メタバース空間やゲーム開発を体験するワークショップを通じて、子どもたち自身がメタバース空間を自由につくって、空間内で実施できるゲームを形づくるものだよ。外国人の子どもたちにも参加してもらえるよう工夫していくね。【地域区民ひろば課】</p>
3	<p><b>動画の制作</b></p> <p>キャラクターやアニメとコラボし、ルールなどをアニメにして興味を持ってもらう</p>	<p>■これからやるよ！</p> <p>来年度、区民ひろばのアンバサダーキャラクターを活用して、ルールなどを伝えるショート動画を作成できるよう、早速準備を始めたよ。【多文化共生推進担当課・関係各課】</p>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
4	<p>幼稚園・小学校などの教育機関で外国人との交流            (同じクラスに複数人外国籍の子がいるという状況の方が望ましいが、その学区に住んでいる子どもがいないと、このことが難しいため、交流事業を提案。幼少期から、外国人が当たり前にいる環境にすることで、「外国人」という存在を「日本人」という存在とあまり変わらない存在として認識できるようになる)</p>	<p>■早速やっているよ！            区内の小学校では、これまでも近くの日本語学校の生徒との交流事業を行い、コミュニケーション能力の育成や、国際理解教育等を進めていて、今後も継続して行っていく予定だよ。            早速、11月7日には朋有小学校の総合学習の時間で、外国人との交流事業が行われたよ。【指導課】</p>

〈グループワークで子どもたちから出た質問・意見および区の回答〉



多文化交流の機会について、今後どのように進めていく予定ですか？  
 これからは、毎年、どの学校でも多文化交流ができるようになると嬉しいです。

毎年すべての学校で文化交流はできていないですが、各学校でも独自に文化交流が行われているので、それを通じて外国のことも知ってほしい、日本のことも知ってもらえる機会にできるといいなと思っています。



バーチャル空間についてですが、区からの資料だとイベント時などに実施となっているので、アプリなど使って、特別なとき以外でも利用できるようなっただけいいなと思いました。

いつでも利用できるのは、いいことだね。  
 バーチャル空間で知らない人と話すことは難しいとか嫌だと感じる人はいるかな？



嫌だと思わないと思います。バーチャル空間を外国の方だけではなくて、一般の方でも利用できるといいなと思いました。  
 区役所など信頼できるところが、作ってくれれば安心します。



## 誰でも参加できる 子どものクリエイティブ体験の場をつくろう！



ダンス・スポーツ・水遊び・年代別交流・職業体験  
料理・プログラミング・実験・第三の居場所



区民部 地域区民ひろば課



令和7年度「としま子ども会議」子どもたちの提案と回答  
誰でも参加できる子どものクリエイティブ体験の場をつくろう！チーム  
(地域区民ひろば課)

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
1	ダンス 振り付けや曲をつくってダンスをつくる。	子ども会議での意見をうけて、10/18（土）「みんなの区民ひろばフェス 2025」にてHAMANO Kodai ダンスワークショップを開催しました。 今後も CHANGE RAPTURES のような豊島区のホームタウンチームとも協力しながら、楽しくダンスができる場をつくる予定です。
2	スポーツ だれでも交流できる。新しいルールやスポーツをつくる。	夏休み期間に、旧文成小学校にて、組み立て式のサッカーボールを作ってサッカー教室を行いました。 12月から、旧文成小学校に移転した区民ひろば池袋本町では、東京グレートベアーズなどのチーム、団体と一緒に様々なスポーツにふれる機会をつくっています。
3	水遊び 熱中症対策、自分の特別な水鉄砲。再生プラスチックを使えばSDGsにも！	現在の区民ひろばの施設の状況では水遊びができる環境がないため、区民ひろば以外の施設や、旧文成小学校に移転した区民ひろば池袋本町などでの実施を考えていきます。
4	年代別交流・世代間交流 いろいろな年代の人と仲良くなる。今と昔を知る。	区民ひろばは誰もが使える施設で、世代間交流は大きな事業の一つです。昔遊び、モルックなど、各施設で交流事業を行っています。これからも世代間交流ができる事業を行っていきます。

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
5	職業体験 将来の夢を体験できる。やってみたかった職業を体験できる。	子ども会議での声をうけて、10/25（土）プロの漫画家によるイラストレーターワークショップを行いました。プロの漫画家からイラストの描き方や色入れの方法について教えてもらいながらタブレットで絵を描くワークショップです。3・4月には、「キッズ仕事体験」という実際のお店や企業でお仕事体験ができるイベントを計画しています。 今後もマルシェのような販売体験や、声優体験など豊島区らしい職業体験を考えていきます。
6	料理やプログラミングを行える	料理については、料理教室をできるほど複数のキッチンがありませんが、区民ひろばを利用する料理大好きな皆さんからアイデア料理を集めて、レストランなどで作ってもらうなどの企画を考えています。また、「キッズ職業体験」という事業を3・4月に企画しており、その中でカフェやレストラン、お弁当屋さんなどの料理ができるよう計画中です。 プログラミングについては、東京都のくりぼ（とうきょうこどもクリエイティブラボ）を6か所の区民ひろばで実施したことに加え、「バーチャルとしまプロジェクト」でメタバース空間づくりなどのデジタル創作体験を創出し、今後も続けていく予定です。
7	理科の実験が好きなだけできる	現在の区民ひろばの施設では、「いつでも」は難しいため、夏休みなどの特別企画として、理科の実験を体験できる機会を考えていきます。
8	子供の第三の居場所として区民ひろばを使いたい ジャンプ→遊び・学びの場所 区民ひろば→新しい発見と学びの場所	区民ひろばは誰でも利用できる場所として、積極的に中高生にも使ってもらいたいと思っています。新しい発見と学びの場所として、子ども家庭部と連携し、特色のある事業をできるよう考えていくので、「こんなことがやってみたい」という想いをどんどん教えてもらいたいです。

〈グループワークで子どもたちから出た質問・意見および区の回答〉



ダンスワークショップのイベントはどこで行われたのですか？場所が遠かったりすると、友達や保護者、学校の先生と一緒に来ないと参加できない子もいます。なので、区民ひろばだと近いです、気軽に参加できます。

「みんなの区民ひろばフェス 2025」というイベントの中で実施されましたが、区民ひろばでも実施できるか検討します。

豊島区



イベントの開催についてどうやって知ることができますか。開催されるイベントの中でも大事なイベントは、学校で手紙などを配ってほしいです。

豊島区のホームページと公式 X でお知らせし、区民ひろばなどではチラシを置いていますが、みなさんにぜひ参加・体験してほしいイベントなどは、学校などでチラシを配布できるようにします。

豊島区



お仕事体験は、人数制限をつくる予定ですか？

今、考えている案だと、実際にお店や企業に行って、体験してもらうことを考えているので、人数は制限されてしまうと思います。例えば、お店によっては、1・2人などが受け入れの限界だと思いますので、予約制になると思います。

豊島区



区民ひろばでレストランを開いた際に、そこを職業体験の場にすることはできますか。例えば、作ったものを売ったりすると、売れたときに嬉しいから、お金のやり取りなども含めて職業体験としてやってみたい。

職業体験の中で自分のアイデアを形にしたり、商品のプロデュースから販売までできるか考えてみます。

豊島区



区民ひろばで流しそうめんやバーベキューをやりたい。

食べたり飲んだりするイベントはとても楽しいことだから、区民ひろばで開催できるように仕組みづくりからやりたいと思います。ぜひ私たちも開催したいと思います。

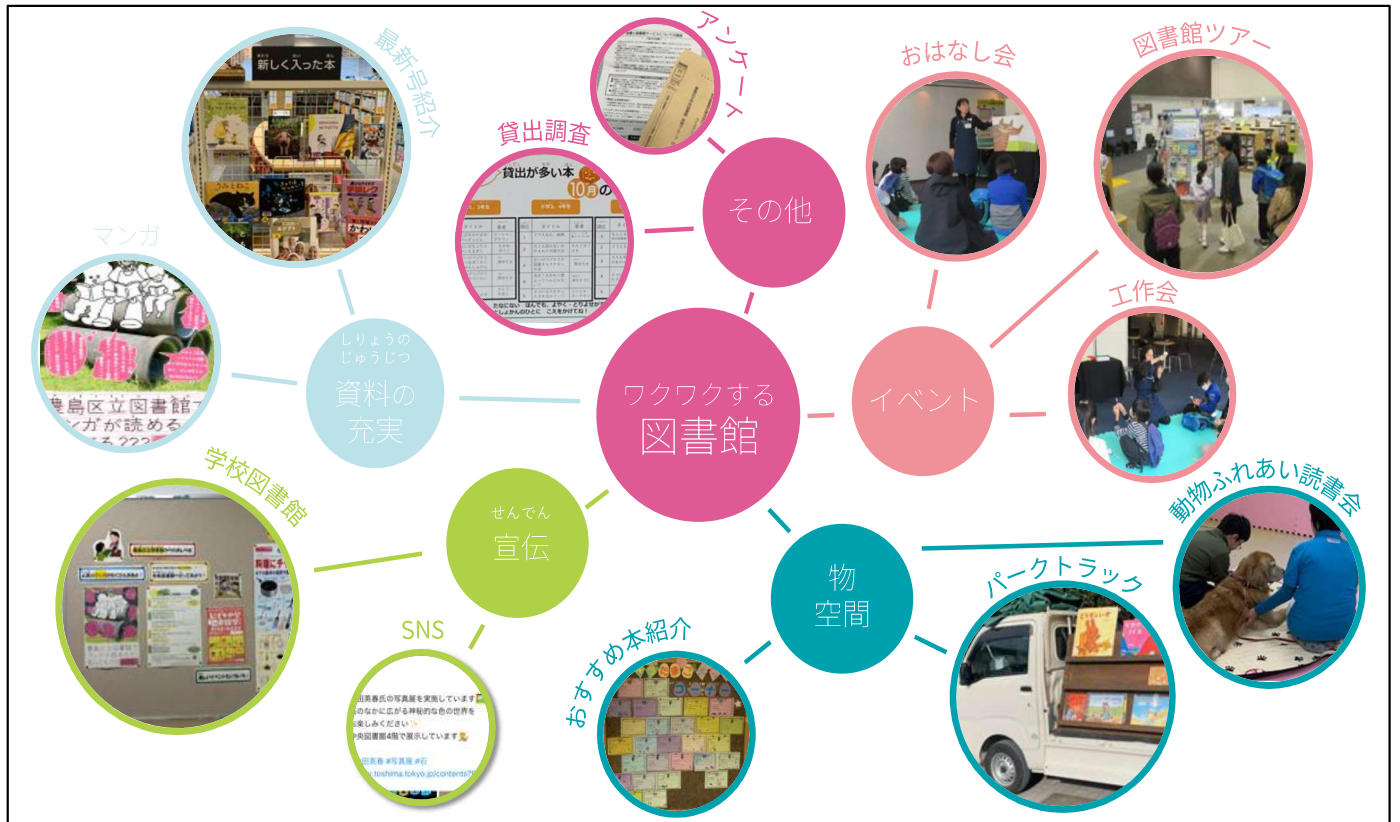
豊島区



中高生センタージャンプはできることがたくさんあるが、区民ひろばはできない。また、またジャンプはいつでも飲食をできるが、区民ひろばだとおやつを食べる時間が30分と決まっているので、時間をのばしてほしい。

確かに、区民ひろばでもできることを増やして、おやつを食べながら遊ぶことができるひろばがあったら使う子もたしかに増えそうですね。ぜひ参考にさせていただきます。

豊島区



令和7年度「としま子ども会議」 子どもたちの提案と回答  
 みんなが行きたくくなるようなワクワクする図書館を目指そう！チーム  
 (図書館課)

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
1	①イベント 1-1 お仕事体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏休みにお仕事を体験するイベントを、巣鴨図書館、千早図書館、駒込図書館、池袋図書館の4つの図書館で開きました。</li> <li>来てくれたみんなの意見を参考にして、来年の夏休みにもまたやります！</li> </ul>
2	①イベント 1-2 図書館ツアー	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月2日に、あうるすぽっとというホールと中央図書館の「ふだんは見られない場所 (バックヤード)」を案内するツアーをしました。</li> <li>来年の夏休みにもやる予定です。</li> </ul>
3	①イベント 1-3 ゲーム大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1月にいくつかの図書館で、子ども向けの「かるた大会」を開く予定です。</li> <li>中央図書館では、いろいろなボードゲームでみんなが楽しくつながれる「ボードゲームDAY」を計画中です。</li> <li>2028年に新しくなる千早図書館には、ボードゲームを置く予定です。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
4	①イベント 1-4 読み聞かせ・本のしょうかい	読み聞かせ <ul style="list-style-type: none"> <li>• すべての図書館で、子ども向けの「読み聞かせ（おはなし会）」をしています。</li> <li>• 12月には、いくつかの図書館で、特別な「スペシャルおはなし会」を開きました。</li> <li>• 豊島区立図書館ではない場所でもおはなし会をしています。例えば、「サンシャインシティの絵本の森」や大正大学の図書館でもやりました。</li> </ul>
	①イベント 1-4 読み聞かせ・本のしょうかい	本の紹介 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 図書館の人が小学校や区民ひろばなどに出かけて行って、おすすめの本を紹介する「ブックトーク」をやっています。</li> <li>• 東鴨図書館では、来年（2026年）の1月から3月に「ひと棚図書館」をやる予定です。これは、参加する人が自分でテーマを決めて、そのテーマに合う本を集めて、自分だけのおすすめの本棚を作るものです。</li> <li>• 3月9日に千早図書館で、参加した人が自分の好きな本を紹介する「ビブリオトーク」を開きました。今度は駒込図書館でもやる予定です。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
5	①イベント 1-5 映画会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 東鴨図書館で2月か3月に子ども向けの映画会をやる予定です。</li> <li>• 中央図書館でも、1月12日の10時から、映画会『アルプスの少女ハイジ』をやります。申し込みはいりません。無料なので、ぜひ来てください！</li> </ul>
6	①イベント 1-6 工作会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 11月2日に中央図書館で工作会をしました。目白図書館では11月に「世界で一番古い地球儀づくり」を、11月8日には大正大学と一緒にイベント「にぎやかな図書館祭」で「折り紙しおり」を作りました。</li> <li>• 2026年6月に新しく開く上池袋図書館には「ファブスペース」という、ものづくりをする場所ができる予定です。そこには、3DプリンタやUVプリンタなど、家ではなかなか使えない道具を置くことを考えています。いろいろなものづくりが体験できるようになります。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
7	②物・空間 2-1 移動図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊島区はあまり広くなくて、図書館がちょうどいい場所いくつかあるので、本を積んで移動する「移動図書館」がほしい、という人があまり多くないようです。そのため、移動図書館を作るのはむずかしいです。</li> <li>そのかわりに、こんなことをしています。</li> </ul> <p>①そよかぜ文庫：お年寄りや体が不自由などで図書館に来るのがむずかしい人の家に、月に2回、本を郵送で届けています。</p> <p>②パークトラック：毎年春と秋に（2025年の秋は9月27日～11月29日）、小さい公園などに、図書館の人が選んだ本やおもちゃを積んだトラックが来て、楽しめるイベントです。</p>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
8	②物・空間 2-2 視ちょうかくスペース（しょう書者むけ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央図書館の中には「点字図書館（ひかり文庫）」があります。</li> <li>①目の不自由な人に本を読んであげる「対面朗読」ができる部屋があります。</li> <li>②点字の本を読んだり、点字に関する機械を使ったりできる部屋があります。</li> </ul> <p>・目の不自由な人は、外を歩くのが大変な人が多いので、家で本を使いたいという気持ちが強いです。ふだんは、目の不自由な人でも使える本や、それを聞くための機械を、郵送で貸し出すことが中心になっています。</p> <p>・それと同時に、目の見える人が参加する図書館ツアーなどで「ひかり文庫」のことも紹介して、もっとたくさんの人に知ってもらえるようにしています。</p>
9	②物・空間 2-3 お悩み相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月に中央図書館にある「YA（ヤングアダルト）掲示板」（中高生くらい向けの掲示板）で、みんなのお悩みの相談を受けつけました。</li> <li>図書館のホームページに、豊島区の色々な相談ができる場所へのリンクを貼りました。</li> <li>もしも深刻な相談があったときのために、ほかの相談機関と協力する準備をしています。</li> <li>2026年6月に新しく開く上池袋図書館には、10代の人専用の席や、ゆったり座れるイス、くつろげる場所などを作ります。家や学校に居場所がないと感じたときに、図書館が安心して過ごせる場所の一つになるように、いろいろな面で準備を進めています。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
10	②物・空間 2-4 おすすめ本紹介スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>• それぞれの図書館に、特別なコーナーを作って、図書館の人や本を借りた人がおすすめする本を紹介しています。</li> <li>• 「覆面図書」（どんな本か分からないようにかくして貸し出す本）や、「福袋」（いくつかのおすすめの本を袋に入れて貸し出す）のイベントも、定期的にやっています。</li> <li>• 自白図書館では、夏休みに、西池袋中学校の生徒さんに手伝ってもらって、「私のイチオシ本！」コーナーを作りました。</li> <li>• 中央図書館や千早図書館では、子どものコーナーに「おすすめの本を紹介するカード」を用意して、書いてもらったカードを掲示板にはっています。</li> </ul>
11	②物・空間 2-5 おしゃべりができる場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2026年6月に新しく開く上池袋図書館では、にぎやかに話せる場所と、静かに過ごせる場所を分ける予定です。にぎやかな場所では、おしゃべりができるようになります。</li> <li>• 10代の人専用の席や、グループで勉強できる席も作って、図書館がみんなの「居場所」になるように準備を進めています。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
12	②物・空間 2-6 自習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2026年6月に新しく開く上池袋図書館には、インターネットから予約できる自習席が41席と、グループ学習席が6つできる予定です。</li> </ul>
13	②物・空間 2-7 外テラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 巣鴨図書館では、庭に花や野菜を植えて「すかもがーでん」として、来た人の目を楽しませています。ベンチで本を読んだり、フードトラック（食べ物売る車）を利用したりできます。</li> <li>• 2026年6月に新しく開く上池袋図書館には、となりの上池袋さくら公園に面したテラス席ができます。ここでは本を読んだり、食べ物を食べたりすることができます。公園に来るフードトラックの食べ物も楽しめるようにする予定です。テラスにはもみの木を植えて、冬には飾りつけをしたいと考えています。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
14	<p>②物・空間</p> <p>2-8 動物スペース</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本を大切に守ること、アレルギーがある人、動物が苦手な人、鳴き声などで本を読むことや勉強に集中したい人のじゃまにならないように、ペットと一緒にの利用や動物のための場所を作るのはむずかしいです。</li> <li>• ただし、盲導犬、介助犬、聴導犬などの、手助けをしてくれる犬は、法律で決められているので入ることができます。</li> <li>• そのかわりとして、11月5日に巣鴨図書館で動物と触れ合えるイベント「ふれあい読書会～わんちゃんにお話してみませんか?～」を開きました。これは、特別にくれんされた犬と子どもたちが触れ合い、犬に本を読み聞かせすることで、本が苦手な気持ちをなくしたり、自信をつけたりするためのイベントです。とても評判が良かったので、またやりたいと思っています。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
15	<p>③本・CD・DVDの充実</p> <p>3-1 最新号紹介</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 毎月、それぞれの図書館で出している「図書館のお知らせ」や、図書館のホームページの「あたらしいほん」「新着案内」のページで、新しい本を紹介しています。また、どの図書館にも新しい本を置くコーナーがあります。中央図書館では、子ども向けの新しい本コーナーがすぐに分かるように、「あたらしいこどもの本」という案内板を作りました。</li> <li>• 新しい本がお店に出た後、図書館の本棚に並ぶまでには、2週間から1か月くらい時間がかかります。すぐには並べることがむずかしいです。理由は2つあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①どの本を買うか会議で決めたり、本がいたまないように丈夫なカバーをかけたり、貸し出すためのデータを作ったりなど、事務作業に時間がかかるからです。</li> <li>②図書館が新しい本をたくさん買って、それを無料で貸し出すことで、本来ならその本を買ったかもしれない人が買わなくなってしまう、本屋さんやしゅっぱん社、作者の売上げが減って、日本の本を作る文化全体が元気をなくしてしまうのではないか、という心配があるからです。わかってもらえるとうれしいです。</li> </ul> </li> </ul>
16	<p>③本・CD・DVDの充実</p> <p>3-2 DVD・CDのジャンルを増やす</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CDやDVDもいろいろな種類をそろえています。もっとみんなに知ってもらいたいと思っています。そこで、「どちらもとしょかんで！『えいが』とともになった『ほん』」というポスターを作って、中央図書館の5階のコーナーに、おすすめの作品を並べました。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
17	③本・CD・DVDの充実 3-3 マンガ導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども会議でリクエストしてもらったマンガの中から、何種類かはもう図書館にあります。もっと知ってもらおうと、「豊島区立図書館でマンガが読めるの知ってる？」というチラシを作って、図書館や学校の図書館にはりました。</li> <li>2026年6月に新しく開く上池袋図書館には、リクエストにあったマンガ『働く細胞』を置くことを考えています。</li> </ul>
18	③本・CD・DVDの充実 3-4 ブックリスト（人気本のリスト）	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議の後で、「小学生の貸出が多い本の月のベスト5！」という人気本のリストを作って、中央図書館の子どものコーナーにはりました。毎月新しいものになっています。</li> <li>図書館のホームページでも、「貸出の多い資料」「予約の多い資料」「ベストリーダー」をしょうかいしています。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
19	③本・CD・DVDの充実 3-5 本を増やす	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立図書館の限られた場所の中で、新しい本を加えて、古くなったり傷んだりした本を取り除くことで、本棚がいつも新しくなるようにしています。</li> <li>本の数そのものは変わらないように見えても、新しい本を増やして充実させています。</li> <li>これからは、「図書館のお知らせ」や特別コーナーで、古いけれども読んでほしい本と、新しい本を一緒におすすめして、みんながすてきな本に出会えるようにしていきます。</li> </ul>
20	④その他 4-1 あいさつポスター	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども会議の図書館チームに参加してくれた人に手伝ってもらい、図書館に来た人を迎える「ウェルカムポスター」を作りました。中央図書館の入口と館内にかざっています。ぜひ見に来てください！</li> </ul>
21	④その他 4-2 利用者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、秋ごろにすべての図書館で、利用している人へのアンケートをしています。</li> <li>② 11月に、駒込、池袋、目白の図書館でアンケートをしました。</li> <li>②中央図書館では、9月から10月に、区民の中から選ばれた人と、選ばれた小中高校生に「区民読書活動実態調査アンケート」をしました。</li> <li>このアンケートで集まった意見をもとに、図書館を良くしていくだけでなく、2026年に「豊島区子ども読書活動推進計画」という、子どもたちの読書をおうえんするための計画を作り出すときにも使います。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
2 2	④その他 4-3 しょう書者サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央図書館の中には、目の不自由な人などが使う「点字図書館（ひかり文庫）」があります。ここでは、点字の本などを作ったり、お家へ本を送ったり、目の前で本を読んであげたりするサービスをしています。</li> <li>中央図書館、東鴨図書館、駒込図書館には、「りんごのたな」というコーナーがあります。ここでは、触って楽しめる本や、点字がついた本など、誰にとっても読みやすい本を集めています。これからは、池袋図書館と白岡図書館にも「りんごのたな」を作って、みんなが使える本を増やしていきたいです。</li> <li>11月9日に中央図書館で、「りんごのたな」にある、しょう書がある人もない人も、みんなが楽しめる本を使っておはなし会をしました。おはなし会の後で、みんなにバリアフリーの本に触ってもらって、理解を深めてもらいました。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
2 3	④その他 4-4 貸し出し調査 (貸出上位本を知りたい) ※3-4と同じ回答です	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議の後で、「小学生の貸出が多い本の月のベスト5！」という人気本のリストを作って、中央図書館の子どものコーナーにはりました。毎月新しいものになっています。</li> <li>図書館のホームページでも、「貸出の多い資料」「予約の多い資料」「ベストリーダー」をしようかしています。</li> </ul>
2 4	④その他 4-5 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場を作るには広い場所が必要ですが、図書館の場所の都合で、図書館専用の駐車場を作るのはむずかしいです。</li> <li>そのかわりとして、こんなことをしています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①来館がむずかしい人のための「そよかぜ文庫」（お年寄りや体が不自由などで、図書館に来るのがむずかしい人の家に、月に2回本を郵送で届けています）があります。</li> <li>②図書館ではない場所での読み聞かせもしています。図書館に来ない人や来られない人にも、本を読む楽しさを感じてもらえるようにしています。</li> </ul> </li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
25	④その他 4-6 勉強を教えてください	<ul style="list-style-type: none"> <li>2026年6月に新しく開く上池袋図書館にグループ学習室ができるので、「としま学習しえんネットワーク（とこネット）」という、学習を応援する団体と協力して、小中高校生に勉強を教えることを定期的にできないか考えています。</li> </ul>
26	④その他 4-7 BGM	<ul style="list-style-type: none"> <li>今、工事で改修している上池袋図書館では、以前、水の音や鳥の鳴き声などの音楽をBGMとして流していました。</li> <li>でも、「音を止めてほしい」という人もいました。音にびんかん人など、BGMをうるさいと感じて、集中できない人もいます。</li> <li>誰もが平等に利用できる環境にするために、BGMを流すことについては、慎重に考えていきます。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
27	④その他 4-8 ペットOK ※2-8と同じ回答です	<ul style="list-style-type: none"> <li>本を大切に守ること、アレルギーがある人、動物が苦手な人、鳴き声などで本を読むことや勉強に集中したい人のじゃまにならないように、ペットと一緒にの利用や動物のための場所を作るのはむずかしいです。</li> <li>ただし、盲導犬、介助犬、聴導犬などの、手助けをしてくれる犬は、法律で決められているので入ることができます。</li> <li>そのかわりとして、11月5日に東鴨図書館で動物と触れ合えるイベント「ふれあい読書会～わんちゃんにお話してみませんか？～」を開きました。これは、特別にくれんされた犬と子どもたちが触れ合い、犬に本を読み聞かせすることで、本が苦手な気持ちをなくしたり、自信をつけたりするためのイベントです。とても評判が良かったので、またやりたいと思っています。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
28	④その他 4-9 ポイントカード（プレゼント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央図書館、東鴨図書館、千早図書館で、読んだ本の記録ができる「読書ノート」を配っています。本を30冊読むと、特別なしおりやブックカバーがもらえます。</li> <li>子ども会議を受けて、中央図書館では、子どものコーナーに読書ノートを飾って、みんなに知らせています。</li> <li>駒込図書館、池袋図書館、自白図書館では、「おはなし会スタンプカード」を作っています。定期的にある「おはなし会」に参加してスタンプを集めると、プレゼントがもらえます。</li> </ul>
29	⑤せんでん方法 5-1 SNS	<ul style="list-style-type: none"> <li>10月に豊島区の公式X や公式LINE で、区立図書館のイベントについて、お知らせをしました。</li> </ul>
30	④せんでん方法 5-2 ポスター	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月のイベントのお知らせポスターを、①イケバスの中 ②豊島区の広報掲示板 ③学校の図書館 ④区立図書館にはって、みんなに知らせました。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
31	中高生チームの提案 ① 本と親和性のある教室などのサークル・クラブを開く	<ul style="list-style-type: none"> <li>千早図書館では、読書会や朗読会の活動をしている2つのサークルをおうえんしています（部屋を貸したり、本を貸したりしています）。</li> <li>中央図書館で、手芸クラブ（あみ物クラブ）ができないか考え、2月7日にあみ物イベントをやることにしました。</li> </ul>
32	中高生チームの提案 ② 区民ひろばや池袋駅に貸出用窓口を設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>本を貸し出す場所を新しく作ることはむずかしいですが、本を返すことができる「返却ポスト」を、来年（2026年）に置くことを考えて、どこに置くかなどを調べています。</li> </ul>
33	中高生チームの提案 ③ 様々な方法で発信する	<ul style="list-style-type: none"> <li>10月から、それぞれの図書館のイベントをのせた「今月の図書館イベントポスター」を作って、学校の図書館にはっています。</li> <li>10月には、豊島区の公式SNS を使ったり、IKEBUS、広報掲示板、学校の図書館、区立図書館などにイベントのポスターをはって、お知らせしました。</li> </ul>

No.	子どもたちからの提案	豊島区からの回答
34	<p>中高生チームの提案</p> <p>④ (イベントの) 対象とする年齢層を広げる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでは、小学生以下の子どもやお年寄りが参加しやすいイベントが多かったので、これからは中学生や高校生、20代、30代の人など、今まで参加が少なかった人にも来てもらえるようなイベントを計画して開いていきます。</li> <li>○ 11月2日：あうるすぽっと&amp;中央図書館バックヤードツアー (小学生～高校生)</li> <li>○ 10月13日：千早図書館でロゼット作りイベント (中学生～)</li> <li>○ 10月12日：駒込図書館でお金の勉強会 (大人向け)</li> <li>○ 11月1日～3日：千早図書館で本のリサイクル市 (どのねんれいの人でも)</li> </ul>

〈グループワークで子どもたちから出た質問・意見および区の回答〉



貸出の多い本のベスト 5 について、図書館は、シリーズものの本を借りていく人が多いと思うので、読んだことのないジャンルやシリーズを読む機会になると思いました。

確かに、今まで読んだことのない種類の本を読むことで、新しい世界が見つかるということで、いいですね。

豊島区



家から池袋図書館が近いので、池袋図書館でもイベントを開催してほしいです。

池袋図書館が令和 8 年 4 月から 7 月ごろまで工事を予定しているため、すぐにイベントの開催はできないかもしれませんが、池袋図書館でもイベント開催できるように考えています。

豊島区



ほとんどの提案が実現されてよかったです。ただ、これから新しくなる図書館には、自習室がありますが、この図書館に行くには遠い人などは利用できないので、他の図書館でも、自習室をつかってほしいです。

今ある図書館でもスペースをつくり、自習室がつかれるかもしれませんので検討してみます。

豊島区



本を増やすことについてですが、実際に図書館を利用する人にアンケートをとるなどして、増やす本を決めてもらえないでしょうか。

「リクエストカード」はご存じでしょうか？これを出していただいて、図書館が必要なものであれば購入できます。「リクエストカード」についてもですが、図書館のことをみなさんに知ってもらえるように情報発信していきます。

豊島区



図書館を新しくつくることはむずかしいですか。

場所とお金の問題ですぐには難しいですが、考えていきたいと思っています。

豊島区



新しい貸出の場所をつくる必要はないと思うので、学校などで図書館の本を借りられる窓口や仕組みをつくるのもいいと思いました。

学校の要望に合わせて選んだ本を、まとめて学校に貸出す「団体貸出」もやっています。

豊島区

## 【参加者の皆様からの感想】 ※一部抜粋

子ども会議に参加して、他の学校の友だちができたことがとても嬉しかったです。

最初は人前で意見を言うのが少し緊張しましたが、話し合いや発表を重ねるうちに、自分の考えを伝えることに自信が持てるようになりました。自分たちの意見が区のことにつながっていると感じられて、とても良い経験になりました。中学生になっても参加したいです。ありがとうございました。

豊島区の事などが改めて知ることができて良かったです。また、多くの方の意見を聞くことができて楽しかったです。

子どもの意見が区政に反映されるのは珍しいことなので、また絶対参加したいです。また、知らなかった人と話し合うことができていい体験になりました。

今回参加して思ったのは、人との交流によって自分が思った事ではないことを言ってくれるのでこういう考えもあるんだと改めて新しいことを考えることができました。また、今回のことによっていろいろ学ぶことができたので来年も参加したいです。

参加してみて、すごく楽しくかったし、他の子ども仲良く一緒に考えたりできてとっても良かったです。自分の意見を言えるこの機会はなかなかないので、良い経験ができたのも良かったです

普段接することのない小学生と話し合い、少年の心が燃えました。忘れかけていた「言ってみなきゃわからない」が再燃しました。そして、子どもたちにとって「本気で頑張る自分を大人が全力で味方してくれた」そのことが本当に力強かったです。手取り足取りしていただいていたのは重々承知の上で、豊島区職員の皆さんと子どもたちが肩を組んで漸進する姿は、地方自治行政の素晴らしさを最大限に引き出していると感じさせてくれました。みなさん、本当に楽しい時間をありがとうございました。

としま子ども会議最高！！！！

何回も集まったので、違う学校に友だちもできて、特に、お昼の時間は楽しかったです。発表の時など、学年が上の子が決めてしまうことがあり残念だったので、みんなで話し合っ決めて決めることを大事にしたいです。来年も参加したいです！

今年小学生チームと中高生チームに分かれることになりましたが、それぞれで出した意見はその日の内に共有したほうがいいと思いました。理由は小学生からしたら中高生といると緊張してしまうと思うので、一日に一度は話せるといいと思ったからです。集まれる回数が少ない為、また午前か午後どちらかしか出られない方がいて打ち合わせをすることができなかつたので、午前と午後通しで出られない方もいるから、来年はスライドに音声を記録し次回の進行が速くなるようにしたいと思います。

報告会の際にお菓子が出てきて皆嬉しそうだったので来年も出して欲しいと思いました。

### 【保護者の皆様からの感想】※一部抜粋

子どもたちが区の政策について意見を出せるこのような貴重な機会を設けていただき、心より感謝しております。子どもたちの柔らかな発想と自由な声を丁寧に受け止めてくださるだけでなく、実際に速やかに取り入れ、形にしていく区のスピード感と姿勢に大変感動しました。この経験を通して、子どもが社会に参加している実感を持てたことは、親としても大変ありがたく思っています。この度はありがとうございました。

議題が決まっており、それに対する意見を出すことが難しいようでしたが、他者との交流は自分の視野を広めると共に世界を広めることにも繋がると考えられました。また、学区を越えての関わりができるので、豊島区全体を見る力が育まれていると感じました。

自分の意見をグループ内でまとめて発表している姿に成長を感じました。自分の住んでいる豊島区の未来を子どもたちで考えて、良くする取り組みは続けてくれたら嬉しいです。

ファシリテーターの皆さんに、子どもたちの緊張をほぐしながらサポートしていただくことで、子どもたちも、初めて会う人と気後れすることなく話し合いながら、意見をまとめていくことができたように思いました。また、自分たちの意見が、区の取組にダイレクトに反映されるという貴重な体験ができたことは、子どもたちが、区民として自分の意見を表明することの重要性や必要性に気付く良い機会になったと思います。この度は、貴重な体験をさせていただき、ありがとうございました。

今回で2回目の参加でしたが、昨年よりも楽しんでいたように思います。他の学校の方とも仲良くお話しができたようです。自分たちの出したアイデアを形にくださったことの実感もでき、子どもの時から、自分の住んでいる街のことを考え、提案できるという機会は今後成長していく上でも貴重な体験だったと思います。ファシリテーターの皆様へ感謝です。ありがとうございました。

貴重な機会をご用意頂きありがとうございました。初めて会った年代の違う方がいる中で意見を交わし合っ、まとめていく作業は、素晴らしい経験になったことと思います。また、報告会という形で自分たちの提案が形になっていく様子、実現のために真剣に取り組んでくださったことを知ることができたこと、これも娘の宝になったと思います。このような経験はなかなかできるものでは無く、自分の暮らす街のために自分が考え行動したということは、将来の娘の糧になってくれると信じております。たくさんの方にお世話になり、感謝の気持ちでいっぱいです。もっと多くの子ども達にお知らせして、参加していただく機会が増えてくれることを祈っております。ありがとうございました。

区長に直接伝えた提言の実行が信じられないスピードで実現し、感嘆しました。子どもたちへ素晴らしい体験をありがとうございました。

会全体の構成が素晴らしく、子どもたちが区の課題や取り組みを知り、提案・発表の機会を経て、どのように取り組まれたかを区から報告をいただく、というような流れで、子どもたちもとても手応えを感じたと思います。（区のご担当の方々は大変かと思いますが…！）

他の小学校のお友だちと知り合いになれたことはもちろん、中高生とも議論できる経験は大変貴重だと思います。豊島区は中学受験率も高く、机上の勉強に力を入れるお子さんも多いかと思いますが、身の回りの課題に気づいて、様々な立場の方々と議論して、変えていこうという一連の経験はかけがえのないもので、また、これから生きていく上で、より必要になる力ではないかと思っております。

子どもの取り組みを通し、私たち保護者も区の取り組みを深く知る機会になっています。今後もぜひ開催いただきたいと思います。また、小学校 2 年の弟にも今後勧めていきたいと思っています。開催していただき、本当にありがとうございました。

ご指導下さった職員ファシリテーターの皆様、幅野さん、発表会に駆けつけて下さった区長さん、区議会議員の皆様、ありがとうございました。ウェルカムポスターを描く事で提案するだけでなく利用者を増やす為に行動できた事が嬉しかったようでした。このような機会を作って下さりありがとうございました。

※「としま子ども会議」の報告会終了後に、感想をご提出いただいた方のものを一部抜粋しています。

## ～「来年度へ向けて」としま子ども会議事務局 子ども若者課 ～

「としま子ども会議」は令和2年度から始まり、今年度で6回目を迎えました。近年は、会議を夏休み中の7月～8月に開催し、子どもたちが考えたアイデアや提案を発表して終わりにするのではなく、いただいたご意見について、テーマの担当課が実現に向け検討した内容を子どもたちに報告する「報告会」を開催する等、運営方法や会議構成を毎年ブラッシュアップしながら、子どもたちの声を区政に反映できる仕組みづくりに努めてまいりました。この結果、子どもたちのアイデアや提案が実現するケースが増加傾向にあり、現在の運営方法や会議構成については一定の効果があったと感じています。

加えて、子どもたちに検討してもらったテーマについても、各課が策定する分野別計画の策定・更新時期にある部署や子どもに関する施策・事業を推進していくうえで「子どもたちの意見」を必要と感じている部署等からテーマを募ることで、子どもたちのアイデアや提案をより施策に反映しやすいスキームを構築することができたと感じています。

このように毎年ブラッシュアップしながら「としま子ども会議」を展開してまいりましたが、今年度は中学生・高校生合わせて5名と「としま子ども会議」を実施して以来、過去最多となる方にご参加いただいたので、新たな試みとして「小学生」と「中学生・高校生」に分けてチーム編成を行いました。このようなチーム編成にしたことで、子どもたちからも「意見が言いやすくなった」という声があったように、同じテーマについて検討していく中でも学年に応じた課題設定、議論ができたのではないかと感じています。一方で、小学生と中学生でチームを分けたことで少し距離感を感じてしまった参加者もいたようですので、その日に活動した内容はチームごとに全体へフィードバックする時間を各回で設ける等、参加者同士の一体感は保てるような運営となるよう工夫していきたいと思います。

また、来年度は「としま子ども会議」への参加の支援について、さらなる拡充を図る予定です。その大きな取り組みとして、外国ルーツの子どもへの参加の支援です。豊島区は、人口の10%以上が外国籍の方々であることも踏まえ、日本語を話すことができない外国ルーツの子どもが参加しても、他の子どもと遜色なく議論や意見を交わせるように、様々な言語に対応できる通訳者を必要に応じて配置します。また、今年度も試行的に活用した音声認識や自動翻訳機能を備えたコミュニケーション支援アプリ「UD トーク」を引き続き意見発表会や報告会で活用することで、参加者や観覧者も言語に左右されることなく内容が共有できる環境を整備していきます。このような取り組みを展開することで、外国ルーツの子どもでも参加しやすい運営体制を構築していきたいと思います。

さらに、今年度は「中学生・高校生チーム」を編成しましたが、いまだに中学生・高校生の参加者が少ないという課題もあるため、区内にある私立学校や都立学校への周知も強化していく予定です。このような取り組みを通じ、来年度以降の「としま子ども会議」への参加の支援を充実させていきます。

最後になりましたが、令和7年度「としま子ども会議」にご参加いただいた皆様、それを支えてくださった保護者の皆様に心から感謝申し上げます。これからも、「としま子ども会議」の実施を通じて、子どもの意見表明や意見形成、また社会参画の機会の確保等、子どもの権利保障の推進に努めてまいりますので、今後も温かく見守っていただけましたら幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

## (1) 豊島区子どもの権利に関する条例

平成 18 年 3 月 29 日条例第 29 号

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです  
あなたのことは、あなたが選んで決めることができます  
失敗しても、やり直せます  
困ったことがあったら、助けを求めていいのです  
あなたは、ひとりではありません  
私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます  
あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう  
あなたという人は、世界でただ一人しかいません  
大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけではなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。それを手助けするためには、子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別をなくし、誤った思い込みを改め、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくるのが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心を持つことが必要です。そして子どもは、おとなや子ども同士のかかわりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子どもたちにとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）に通じる理念にほかならないのです。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。
- (3) 子どもにかかわる施設 豊島区(以下「区」といいます。)の区域内(以下「区内」といいます。)にある児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設等及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいいます。
- (4) 区民 区内に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいいます。
- (5) 区民等 区民及び区内に滞在する者(通過する者を含みます。)をいいます。
- (6) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいいます。

(責務)

第3条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの成育について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。
- 3 子どもにかかわる施設の設置者、管理者、職員等(以下「施設関係者」といいます。)は、子どもにかかわる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。
- 4 区民等は、家庭、学校又は地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。
- 5 事業者は、区の施策に協力し、雇用又は所属している子どもの権利を保障しなければなりません。

## 第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学

習の機会を設けること。

- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組を推進するため、としま子ども月間を設けること。
- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

## 第3章 大切な子どもの権利

(大切な子どもの権利)

第5条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

(安心して生きること)

第6条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。
- (2) 差別や偏見を受けないこと。
- (3) 心身を傷つけられないこと。
- (4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

(個性が尊重されること)

第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
  - (2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。
  - (3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。
  - (4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。
  - (5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。
- (自分で決めること)

第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自ら考えるところに従い、選んで決めるために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- (2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝えること)

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。
- (4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

(かけがえのない時を過ごすこと)

第 10 条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。
- (2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。
- (4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこと。

(社会の中で育つこと)

第 11 条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確実なものにすること。
- (2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。
- (3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。

(支援を求めること)

第 12 条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- (2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- (3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

## 第 4 章 子どもの権利の保障

### 第 1 節 区による保障

(区による保障)

第 13 条 区は、子どもの権利が侵害されそうになった場合又は侵害された場合には、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。(環境の整備等)

第 14 条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (1) 生命や身体が守られる環境
- (2) 安全な食生活の環境
- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となれるような機会
- (6) 相談や援助の仕組み

(児童虐待防止に関する整備等)

第 15 条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制
- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制
- (5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

### 第 2 節 家庭における保障

(家庭における保障)

第 16 条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、家庭を中心とした子どもの環境を確保し、愛情をもってその生命を守らなければなりません。

- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
- 5 保護者は、子どもが他の人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
- 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

### 第 3 節 子どもにかかわる施設における保障

(子どもにかかわる施設における保障)

第 17 条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。

- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
- 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
- 5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。
- 6 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
- 7 子どもにかかわる施設の管理者は、職員等にこの

条例に定められた子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければなりません。

#### 第4節 地域における保障

(地域における保障)

- 第18条 区民は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全・安心な地域の環境をつくり、その環境を守らなければなりません。
- 2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 区民は、家庭、子どもにかかわる施設又は地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。
- 4 区民は、区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子どもに伝え、自らその範を示さなければなりません。
- 5 事業者は、自らこの条例に定められた子どもの権利をよく理解し、雇用又は所属している者にもよく理解させなければなりません。
- 6 事業者は、雇用又は所属している者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。
- 7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センターその他の関係機関に速やかに通告しなければなりません。

#### 第5章 子どもの参加

(子どもの参加)

第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

(子どもの社会参加及び参画)

第20条 区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。

- 2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じなければなりません。
- 3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。
- 4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

(子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)

第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ

存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。

- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。
- 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

#### 第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(豊島区子どもの権利擁護委員の設置)

第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設けます。

- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者(ただし、規則で定める者を除きます。)から、区長が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができます。
- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合又は規則に定める事由に該当する場合は、その職を解くことができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をしなければなりません。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(擁護委員の職務)

第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。
- (4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。

(是正要請の尊重)

第24条 前条第3号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、かつ、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

(是正要請及び報告の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第23条第3号の是正要請及び同条第4号の報告を公表する

ことができます。

(救済及び回復のための連携)

第 26 条 擁護委員は、子どもの権利侵害を予防し、子どもの権利侵害からの救済及び回復のために家庭、子どもにかかわる施設、地域、関係機関等との連携に努めなければなりません。

(活動状況等の報告及び公表)

第 27 条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表しなければなりません。

(庶務)

第 28 条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部において処理します。

## 第 7 章 子どもの権利に関する施策の推進

(施策の推進)

第 29 条 区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。

(推進計画の策定)

第 30 条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

(豊島区子どもの権利委員会の設置)

第 31 条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

- 2 権利委員会は、区長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織します。
- 3 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。
- 4 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。
- 5 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。

その職を退いた後も同様とします。

(権利委員会の職務)

第 32 条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。
- (2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

(答申及び提言の尊重)

第 33 条 区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

(会長及び副会長)

第 34 条 権利委員会に会長及び副会長を置きます。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。
- 3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

(招集等)

第 35 条 権利委員会は、会長が招集します。

- 2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。
- 3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

(庶務)

第 36 条 権利委員会の庶務は、子ども家庭部において処理します。

## 第 8 章 雑則

(委任)

第 37 条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 6 章及び第 31 条から第 36 条までの規定は、規則で定める日から施行します。

(平成 21 年規則第 69 号で、第 6 章の規定は、平成 22 年 1 月 1 日から施行)

(平成 29 年規則第 67 号で、第 31 条から第 36 条までの規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行)

## **(2) としま子ども会議実施要綱**

### (目的)

第1条 この要綱は、豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年条例第29号。以下「条例」という。）

第20条第4項に規定するとしま子ども会議（以下「子ども会議」という。）の実施等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 子ども会議は、次の事業を行う。

(1)区政の子どもに関わる事項について、自主的に課題を決定し、当該課題について意見交換を行うこと。

(2)前号に掲げる意見交換の結果を、区に対して発表すること。

### (組織)

第3条 子ども会議は、条例第2条第1号に規定する子どもであり、豊島区内に在住または在学するもので構成する。

### (ファシリテーター)

第4条 子ども会議を運営するために、ファシリテーターを置くことができる。ファシリテーターは、子ども会議全体の進行補助を行う。

### (会議)

第5条 子ども会議は、区が必要に応じて開催する。

### (構成員以外の出席)

第6条 子ども会議は、特に必要があると認められるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (区による支援)

第7条 区は、子ども会議の開催にあたり、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1)子ども会議の開催及び活動に必要な経費の補助
- (2)子ども会議への子どもの参加及び会議の円滑な促進
- (3)その他子ども会議に必要と認める事項

### (意見の取り扱い)

第8条 区は、第2条第2号に基づく意見を公表しなければならない。

### (庶務)

第9条 子ども会議に係る庶務は、豊島区子ども家庭部子ども若者課において処理する。

### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



## 第6回「としま子ども会議」実施報告書

令和8年（2026年）3月

【発行】豊島区 子ども家庭部 子ども若者課

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

電話：03-4566-2471 FAX：03-3980-5042